公 売 広 報

売却区分番号	中債１

【問い合わせ先】
中津川市役所税務課債権管理係
〒508-8501
中津川市かやの木町２番１号
電話　0573-66-1111（内線 149）

期間公売のご案内

１　公売保証金の提供等

公売保証金は、期間入札に係る入札の満了までに、中津川市長が指定した下記振込先口座に入金済となることが必要です。

※入札書の提出の前までに、下記振込先口座への入金が確認できない場合は、入札が無効となります。

入札の際に「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の提出をお願いします。

【振込先口座】

1. 金融機関名　ｼﾞｭｳﾛｸｷﾞﾝｺｳ ﾅｶﾂｶﾞﾜｼﾃﾝ
十六銀行　中津川支店
2. 口座種別　当座預金
3. 口座番号　37380
4. 口座名義人　ﾅｶﾂｶﾞﾜｼｶｲｹｲｶﾝﾘｼｬ　ﾊﾗ　ﾏｻﾋﾛ
中津川市会計管理者　原　暢宏

売却決定者以外の方には、後日「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記載の口座へ保証金を返還します。

２　入札の場所・方法

【場所（郵送先）】

〒508-8501
中津川市かやの木町２番１号　中津川市役所　本庁舎１階　税務課

【方法】

窓口へ持参又は郵送

３　公売保証金額

300,000 円

４　見積価額

2,025,800 円

５　公売（入札）の期間

令和８年１０月２６日　午前９時から　令和８年１０月３０日　午後５時まで

6　開札日時及び場所

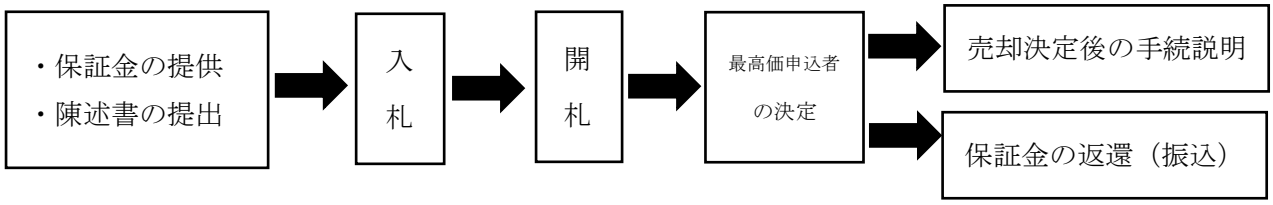
以下の日時に開札しますので、開札の立会を希望される入札者は、開札時間までにお越しください。

日時：令和８年１１月５日　午前１０時 場所：中津川市役所　会議棟２階　２０５会議室（中津川市かやの木町２番１号）

7　売却決定日時及び買受代金の納付期限

売却決定日時	令和８年１１月２６日　午前１０時
買受代金納付期限	令和８年１２月４日　　午後３時まで

8　公売の流れ



9　最高価申込者が複数人であった場合の再入札日程

公売日時	再入札期間	令和８年１１月９日　午前９時から 令和８年１１月１３日　午後５時まで
	再開札日	令和８年１１月１９日　午前１０時
公売の場所	中津川市役所本庁舎　１階　税務課　（中津川市かやの木町２番１号） ※定められた様式により、郵送又は窓口提出による入札に限る	
公売の方法	期間入札	
売却決定の日時	令和８年１２月１０日　午前１０時	
売却決定の場所	中津川市役所本庁舎　１階　税務課　（中津川市かやの木町２番１号）	
買受代金の納付期限	令和８年１２月１８日　午後３時	

10　入札に必要なもの（窓口）

①	身分証	本人確認のため入札者（代理人が入札手続きを行う場合は、代理人本人）の運転免許証等公的機関発行の証明書等をお持ちください。
②	公売保証金振込通知書兼払渡請求書	事前に口座振込し、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に必要事項をご記入ください。 ※買受代金への充当を希望される場合は「公売保証金の充当申出書」も提出してください。
③	委任状	代理人が入札する場合のみ
④	陳述書	個人で参加される方・・・陳述書（個人用） 法人で参加される方・・・陳述書（法人用）及び入札者である法人の役員に関する事項 ※該当がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」も提出してください。
⑤	買受適格証明書	あらかじめ中津川市農業委員会から交付を受けてください。
⑥	指定許認可等を受けていることを証する書類の写し	※以下の指定許認可等を受けている場合のみ （1）　宅地建物取引業法第３条第１項の免許を受けて事業を行っている者 （2）　債権管理回収業に関する特別措置法第３条の許可を受けて事業を行っている者
⑦	商業登記簿の写し	※法人で参加される場合のみ

11　入札に必要なもの（郵送）

①	身分証の写し	本人確認のため入札者（代理人が入札手続きを行う場合は、代理人本人）の運転免許証等公的機関発行の証明書等を同封ください。
②	公売保証金振込通知書兼払渡請求書	事前に口座振込し、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に必要事項をご記入ください。 ※買受代金への充当を希望される場合は「公売保証金の充当申出書」も提出してください。
③	入札書	公売保証金の入金後に作成したもの。 **他の様式とは別に封緘したうえで同封願います。**
④	委任状	代理人が入札する場合のみ
⑤	陳述書	個人で参加される方・・・陳述書（個人用） 法人で参加される方・・・陳述書（法人用）及び入札者である法人の役員に関する事項 ※該当がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」も提出してください。
⑥	買受適格証明書	あらかじめ中津川市農業委員会から交付を受けてください。

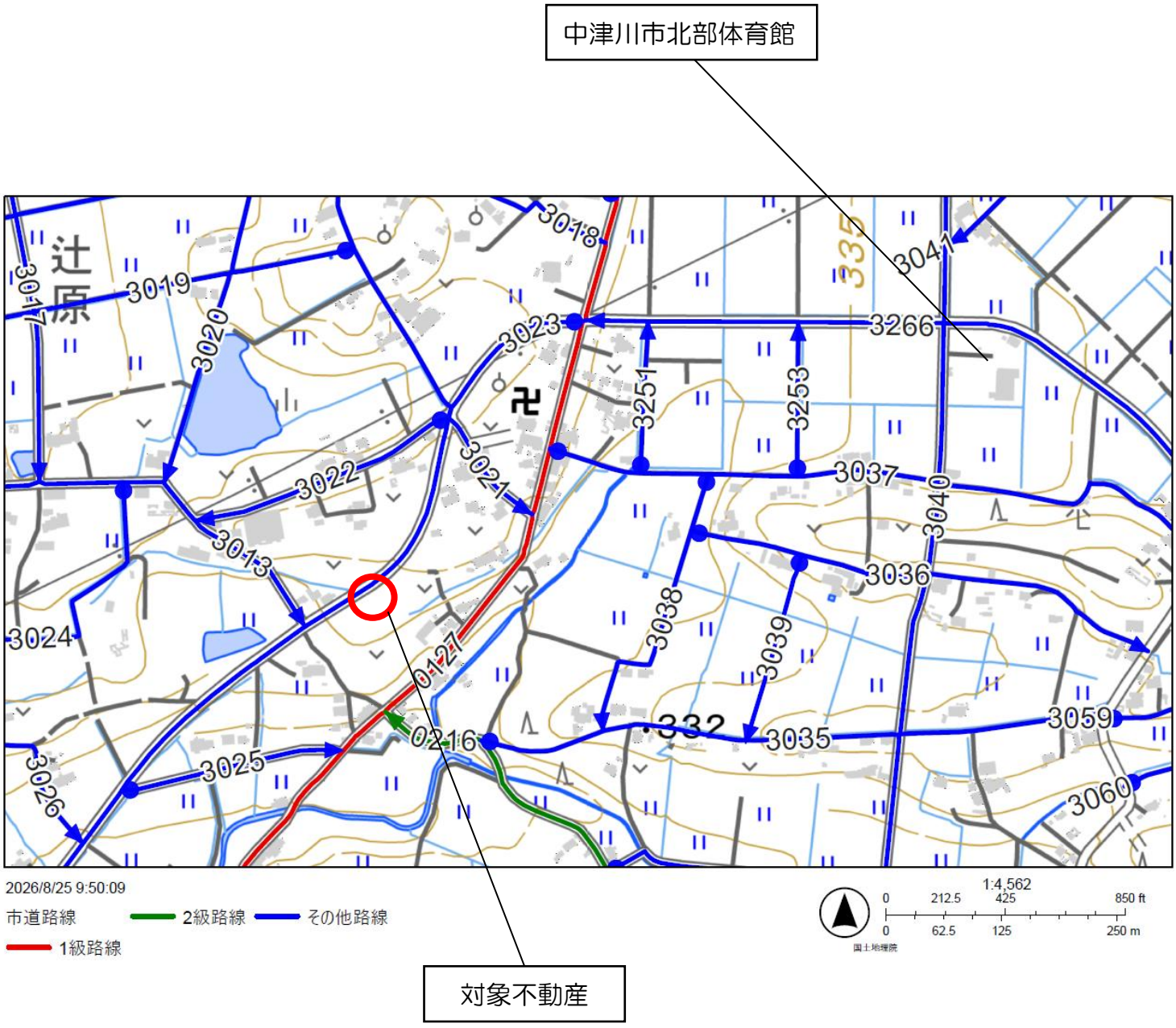
⑦	指定許認可等を受けていることを証する書類の写し	※以下の指定許認可等を受けている場合のみ （１）宅地建物取引業法第３条第１項の免許を受けて事業を行っている者 （２）債権管理回収業に関する特別措置法第３条の許可を受けて事業を行っている者
⑧	商業登記簿の写し	※法人で参加される場合のみ

※各様式の記載に不備があった場合、入札が無効となる場合があります。
　提出後の訂正はできませんので、各様式の注意事項をよく読み記載してください。

公売財産の表示 （公売財産の名称、性質、所在、賃借権又は地上権等の権利の内容その他）	
売却区分番号	中債１
登記簿の表示	所　　在　　中津川市千旦林字辻原 地　　番　　1668 番 19 地　　目　　畑 地　　積　　578 平方メートル
公法上の規制	・非線引都市計画区域 ・用途無指定（建蔽率 60%、容積率 200%） ・中津川市特定用途制限地域（主要道路沿道区域） ・農業振興地域内農用地外（第 2 種農地）
接道状況	・北西側が市道坂本 23 号線（現況幅員約 9m）に接面し、北東側に公共団体管理道（赤道）と接面する。但し、赤道は、原野化して明確な道路の現況はない。
地番・地勢	・間口約 11.8m、奥行き約 49.0m程度。実測地積は 578.70 ㎡。 ・土壌の良否：普通 ・地質：礫および粘土等 ・土壌：その他未区分地等 ・礫の多少：普通 ・作土の深さ：普通 ・排水の良否：普通 ・高低差：約+0.2m程度 ・傾斜の角度：約 4°
使用状況等	・使用無し
対象物件の状況	・物件は建っていない ・昭和 50 年頃の航空写真によれば対象地は畑、現在は休耕地。 ・中部電力パワーグリッドによれば、対象地内に同社管理の電柱及び支線が所在する。取得者は同社との間で賃貸借契約を結ぶ必要がある。 ・市道を除き、隣地との境界が定かではない。 ・対象地は農地となっており、公売に参加するためには中津川市農業委員会から「買受適格証明書」の交付を受ける必要がある。
供給処理施設	・上水道：対象地の接面道路に使用可能な上水の配管はない。 ・下水道：対象地の接面道路に使用可能な下水の配管はない。
交通、最寄駅等	・JR 中央本線「美乃坂本駅」まで約 3.1ｋｍ。 ・対象地北西側に市道坂本 23 号線が接面。
注意事項	・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等をご自身で確認して入札してください。なお、中津川市は関係資料を提供できません。 ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、中津川市は担保責任を負いません。 ・中津川市は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、不動産内にある動産の取扱いなどは、すべて買受人の責任において行うこととなります。 ・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・図面は現況と異なる場合があります。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせくださ

	い。 ・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 ・権利移転および危険負担の移転の時期は農業委員会等の許可があったときとなります。 ・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵便料等）は買受人の負担になります。

物件の所在地


中津川市北部体育館
辻原
3017
3018
3019
3020
3023
3266
3047
335
3251
3253
3022
3021
3037
3040
3013
3036
3024
3038
3039
0127
0216
332
3035
3059
3025
3026
3060
2026/8/25 9:50:09
市道路線
2級路線
その他路線
1級路線
1:4,562
0
212.5
425
850 ft
0
62.5
125
250 m
国土地理院
対象不動産

物件の写真

公売財産（西より）



公売財産（北西より）



（撮影日：令和８年５月２７日）

買受人の資格その他の要件	地方税法がその滞納処分の例とする国税徴収法第 92 条及び第 108 条第 1 項に該当する者は、買受人となることはできません。
陳述書等の提出について	・入札しようとする者（その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。）は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。 　暴力団員等とは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいいます。 　なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。 ・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。 　なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札させた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。
最高価申込者が複数人であった場合の再入札及び日程	2 ページ『９　最高価申込者が複数人であった場合の再入札日程』に記載のとおり
その他の事項	1　この公売公告に違反した者、国税徴収法第 92 条に規定する者、または第 108 条第 1 項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。 2　公売保証金の提供及び買受代金の納付は銀行振込によるものとします。 3　公売保証金の提供後でなければ入札できません。最高価申込者でない方には、後日振込にて返金致します。 4　所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。なお、一度提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。 5　入札価額を訂正したものは無効として取扱います。 6　見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価額となります。 7　開札後、最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、同価の者が別日に追加入札を行い、最高価申込者を決定します。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。 8　最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高価入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者で入札書にて希望された者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります（国税徴収法第 104 条の 2)。なお、次順位による買受申込みの催告は、最高価申込者の決定後郵送にて行います。 9　見積価額に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。なお、この場合において、見積価額の変更は行いません。 10　公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。 11　公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可等を必要とする財産はそれを得たときになります。 12　市は公売について瑕疵担保責任を負いません。 13　公売財産の権利移転について登記（登録）を要するものについては、登録免許税の額に相当する印紙、又は国庫金領収証書（登録免許税法第 23 条）を売却決定の日時までに提出してください。また、買受人が権利移転の手続を行う必要のあるもの及び関係機関の許可等を受ける必要のあるもののうち中津川市長が必要と認めたものも売却決定の日時までに完了してください。 14　上記 13 については、別途交付する「所有権移転登記請求書」とともに令和 8 年 11 月 26 日までに提出してください。 15　公売公告の内容は、中津川市役所税務課で閲覧できます。 16　公売財産に関わる図面・地図・写真等を、上記 15 の場所で閲覧できます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。